

高齢者の方へ

# すまいの確保お手伝いします

## 大田区生活支援付すまい確保事業のご案内

建築調整課で実施の「住宅確保支援事業」で、民間賃貸住宅の入居契約に至らなかった高齢者世帯の方に対し、以下の3つをサポートします。

### (1) 物件探しの支援

不動産店への同行、不動産情報などの収集を行い、入居契約につながるようお手伝いします。

### (2) 入居後の安否確認

電話などによる安否確認、訪問による見守りを行い、安心して生活できるように支援します。

### (3) 家主等からの相談対応

対象の相談者及び家主からの相談に電話等で対応します。

対象者

**高齢者世帯**

区内に直近1年以上居住している  
以下のいずれかの世帯

- ・65歳以上のひとり暮らし
- ・65歳以上と60歳以上の者のみ  
で構成される世帯

【お問い合わせ】 建築調整課 住宅政策担当  
大田区役所7階 11番窓口  
電話 5744-1416



©大田区

# 大田区生活支援付すまい確保事業 手続きの流れ



対象となる方は、「住宅確保支援事業」で、民間賃貸住宅の入居契約に至らず、引き続き支援を希望する高齢者世帯です。

住宅・空家相談窓口で相談後、申込みをします

「大田区生活支援付すまい確保事業実施決定通知書」が届きます

※区で審査の結果、対象外となった場合は「非実施決定通知書」を送付します

物件探しのお手伝い等の支援をします

入居後、安否確認や見守りを定期的を実施します

※物件探しのお手伝い及び入居後の安否確認等は、委託事業者が支援いたします。

※入居後の安否確認や見守りは、入居された方全員が対象となります。

窓口	場所	電話/FAX番号
建築調整課 住宅政策担当	大田区役所本庁舎7階 11番窓口 大田区蒲田5-13-14	電話 5744-1416 FAX 5744-1558